

## こども医療費助成制度の対象となる児童生徒の保護者の皆様へ

真岡市教育委員会学校教育課

平成29年4月から、こども医療費助成制度の現物給付が中学校3年生まで拡大されました。

ただし、学校管理下での負傷または疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象となる医療費については、こども医療費助成制度の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- お子さまが学校の管理下での負傷または疾病により受診する場合は、医療機関にこども医療費受給資格証を提示しないようにしてください。

※ 学校の管理下とは次の場合をいいます。

- (1) 各教科や学校行事などの授業中
- (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中
- (3) 休憩時間中
- (4) 正規の通学路による通学中



- 医療機関には、学校管理下での負傷または疾病であることをお伝えいただくとともに、窓口で保険診療の一部負担金である3割相当額をお支払いください。その後、学校を通じて給付金の請求手続きを行ってください。(支払った際の領収書は、手続きに必要な場合がありますので、大切に保管して下さい。)
- お支払いいただいた医療費については、自己負担した3割相当分に付加給付支給分1割相当分を加算した4割分が、独立行政法人日本スポーツ振興センターから学校を通じて、災害共済給付金として支給されます。  
(※ただし、初診から治癒までの総医療費が500点(窓口での自己負担額1500円)未満等で対象外となる場合は、こども医療費助成制度をご利用ください。)

《問い合わせ先》

真岡市教育委員会学校教育課 TEL 0285-83-8180  
またはお子さまが通われている小中学校までお問い合わせください。